

戸籍謄本を取得していただく際のお願い

法務局認証文付きの法定相続情報一覧図の写しまたは被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。
なお、本籍地が移転したり戸籍が結婚等により異動している場合、その全てが必要です。
被相続人、各相続人の戸籍謄本を漏れなくご用意していただくために、戸籍謄本を請求される際には以下の内容を
市区町村役場にご提示いただき、請求を行ってください。

【市区町村のご担当者へ】

相続手続きのため、次の書類の交付をお願いしております。

1. 被相続人

被相続人の生まれて以降死亡までの連続した戸籍謄本(改製原戸籍を含む)が必要です。

※「改製」「婚姻」「分家」「家督相続」等の文言がある場合には、さらにそれ以前の戸籍謄本の交付もお願いします。
また、滅失等の理由により戸籍謄本等がない場合は告知書の交付もお願いします。

2. 相続人

相続人であることが確認できる戸籍謄本が必要です。

被相続人の戸籍謄本から相続人が除籍されている場合は、相続人の現在の戸籍謄本が必要です。

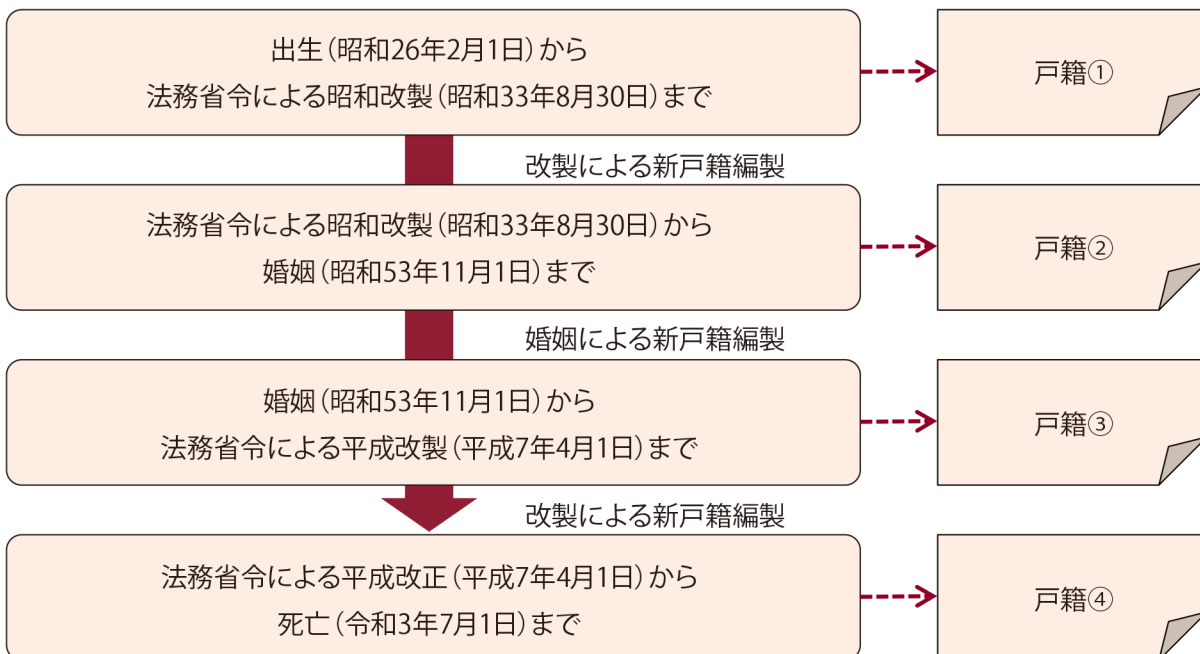
兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。

なお、転籍などの理由により貴役所(役場)だけで出生から死亡までの連続した戸籍謄本が揃わない場合は、
請求人様に対し、転籍先と請求方法のご説明をお願いいたします。

◎出生から死亡までの連続した戸籍謄本のイメージ(この方の例では計4通の戸籍謄本が必要になります)

※あくまでも一例です。戸籍編製のされ方は人によって異なります。

例:出生 昭和26年2月1日、婚姻 昭和53年11月1日、死亡 令和3年7月1日の場合



※法務省令による戸籍の改製時期は自治体で異なりますのでご注意ください